

簡易公募型に準じたプロポーザル方式手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり参加表明書の提出を招請します。

平成22年5月14日

分任支出負担行為担当官

内閣府 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 津田 修一

1. 業務概要

(1) 業務名

那覇港(浦添ふ頭地区)防波堤(浦添第一)構造検討外1件業務

(2) 業務内容

本業務は、那覇港(浦添ふ頭地区)防波堤(浦添第一)北側 工区において、サンゴの着生に配慮した環境共生型の新構造防波堤の構造検討を行うものである。

防波堤構造形式の比較検討により構造形式を選定し、その構造形式について基本設計及びモニタリング計画の検討を行う。また、基本設計で決定した断面について水理模型実験を実施し、実験結果を反映した基本設計の修正設計を行うものである。

(3) 本業務において技術提案を求めるテーマは、以下に示す事項である。

構造比較検討における評価項目(手法)

本業務の水理実験における重要・留意事項(着眼点)

(4) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書第1編共通編第1章1-2.9再発注の禁止に示す他、次のとおりとする。

・設計業務及び水理模型実験業務(整理解析)

(5) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(6) 履行期間

契約締結の翌日～平成23年3月11日

(7) 本業務は提出資料等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。詳細については、入札説明書による。

2. 特定されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

参加表明書の提出者は、1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。なお、本業務に係る申込者は、別途発注済みの「平成22年度港湾空

港技術審査補助業務（受託者：（財）港湾空港建設技術サービスセンター）」（以下技術審査補助業務）及び平成22年度那覇港発注補助業務（受託者：（財）港湾空港建設技術サービスセンター）」（以下発注補助業務）の受託者または当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また、技術審査補助業務及び発注補助業務における担当技術者の出向元または派遣元及び出向元または派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。

1) 単体企業

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決算」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

沖縄総合事務局における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

那覇港湾・空港整備事務所において参加表明書の受領期限の日から契約時までの期間に、契約済の手持ちの土木関係建設コンサルタント業務に、予算決算及び会計令第85条の基準（昭和62年2月10日付け開管理第83号及び平成6年6月30日開管理第332号）を下回って契約した業務（低入札業務）がある場合は指名しない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（イ）会社と子会社の関係にある場合

（ロ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（ロ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

その他適正さが阻害されると認められる場合

その他上記又はと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2) 設計共同体

1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年5月14日付け内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長）に示すところによ

り内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長から、那覇港（浦添ふ頭地区）防波堤（浦添第一）構造検討外1件業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の業務の実績並びに配置予定管理技術者の資格、業務の経験等を勘案するものとする。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の経験および能力

有資格者名簿への登録、同種または類似業務の実績および業務成績

(2) 配置予定管理技術者の資格、同種または類似業務の実績および業務成績

(3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定管理技術者の経験および能力

配置予定管理技術者の資格、同種または類似業務の実績、ヒアリング

(2) 業務実施方針および手法

業務説明書の理解度、実施方針の妥当性、参考見積の妥当性

5. 手続等

(1) 担当部局

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-6-11

内閣府 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 品質管理課契約審査係

電話：098-867-3710（代表） FAX：098-860-8453

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

説明書を電子入札システムにより交付する。

1) 交付期間：平成22年5月14日(金)から平成22年6月10日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時15分まで。

ただし、書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下へ申し込みを行った上で、以下の場所、期間にて交付する。

2) 交付場所：上記(1)に同じ。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

1) 提出期間：平成22年5月14日(金)から平成22年5月24日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時15分まで

2) 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式に

変更した場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。締切日必着。）により提出すること。

3) 提出場所：上記（1）に同じ。

(4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

1) 提出期間：平成22年6月1日(火)から平成22年6月11日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時15分まで

2) 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更した場合は、持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。締切日必着。）により提出すること。

3) 提出場所：上記（1）に同じ。

6. その他

(1) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。

(6) 本公示に示した必要な要件を満たさない者が行った技術提案書の提出、参加表明書に虚偽の記載をした者のした技術提案書の提出及び技術提案書の提出に関する条件に違反した場合は無効とする。

(7) 2.(1)1) に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業及び2.(1)2) に掲げる設計共同企業体の認定を受けていないものも5.(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出期限日において当該資格の認定を受けていなければならない。

(8) 平成21・22年度土木関係コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格を認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者が行った技術提案書の提出に該当し、技術提案書の提出は無効とする。

(9) 詳細は入札説明書による。

7. Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Okinawa General Bureau, Naha Ports and Airport Office chief.

- (2) Subject matter of the contract : Structure investigation
- (3) Time-limit to express interests by electronic bidding system: 5:15 P.M. 24 May 2010
(by bringing, mail, facsimile, or the E-mail : 5:15 P.M. 24 May 2010)
- (4) Time-limit for the submission of Proposals by electronic bidding system : 5:15 P.M. 11 June 2010 (by bringing : 5:15 P.M. 11 June 2010)
- (5) Contact point for tender documentation : Okinawa General Bureau, Naha Ports and Airport Office , 2-6-11 Minatomachi, Naha-city, Okinawa-prefecture, 900-0001 Japan, TEL 098-867-3710.